

CSNI第19-72号

2019年12月18日

富山マラソン実行委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫
(公印省略)

申入書の送付について

拝啓 師走の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より私ども消費者支援ネットワークの活動に対しご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件について送付いたしますのでお願い申し上げます。

敬具

令和元年12月18日

富山マラソン実行委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫



〒920-0362 金沢市古府2丁目189番

TEL:076-240-1012 FAX:076-259-5963

[連絡先] 藏大介法律事務所

弁護士 木村 基之

〒920-0912 金沢市大手町7番23号

TEL:076-234-5830 FAX:076-234-5831

申入書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴事務局に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴事務局のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますよう、お願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴事務局からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 「富山マラソン2019」の申込規約に記載された「1. 天候事案、自然災害その他事案等による中止の場合、参加料・手数料の返金は一切行いません。」という条項（以下、「規約第1項」といいます。）につき、削除ないし適切な修正を求めます。
- 2 「富山マラソン2019」の申込規約に記載された「3. 主催者は疾病や紛失、その他の事故に際し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。」及び「4. 大会開催中の事故、傷病への補償は主催者が加入した保険の範囲内となります。」という条項（以下、それぞれ「規約第3項」、「規約第4項」といいます。）につき、削除ないし適切な修正を求めます。
- 3 「富山マラソン2019」の申込規約に記載された「7. 過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」という条項（以下、「規約第7項」といいます。）につき、削除ないし適切な修正を求めます。

第2 申入れの理由

1 規約第1項について

- (1) 規約第1項では、「天候事案、自然災害その他事案等による中止の場合、参加料・手数料の返金は一切行いません。」と定めています。
- (2) 民法第536条1項は、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない旨を定めています。マラソン大会に当てはめると、主催者が負っているマラソン大会の実行という債務を主催者及びランナー双方の責めに帰さない事由により履行できなくなった場合は、主催者は、反対給付即ち参加料・手数料（以下、「参加料等」とします。）を受領する権利はなく、参加料等はランナーに返金すべきこととなります。

しかし規約第1項は参加料等の返金をしないとしており、民法第536

条とは異なる定めと言えます。

(3) 消費者契約法（以下、「消契法」とします。）第10条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」旨定めています。

(4) 規約第1項は任意規定たる民法第536条に比して消費者の権利を制限するものであり、消契法第10条前段に該当します。また、天候や自然災害等の当事者双方の責めによらない事由によるマラソン大会中止のリスク全てを、ランナー（即ち、消費者）に一方的に負わせるものであり、これは民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといえます。従って消契法第10条後段にも該当するため、規約第1項は消契法第10条により無効であります。

2 規約第3項・第4項について

(1) 規約第3項では、「主催者は疾病や紛失、その他の事故に際し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。」と、また第4項では、「大会開催中の事故、傷病への補償は主催者が加入した保険の範囲内となります。」と定めています。

(2) 大会運営においては、主催者が法律上責任を負うべき場合があります。例えば、レース中の主催者の誘導ミスによってランナーが一般車両と接触事故を起こした場合、安全配慮義務により主催者に損害賠償責任が生じます。またランナーの所持品を預かった場合には、主催者は寄託物の保管にかかる注意義務を負うため（民第659条）、この注意義務に違反したため寄託物を滅失または損傷した場合にも、主催者に損害賠償責任が生じ

ます。

(3) 消契法第8条1項2号は、消費者に対する事業者の故意または重過失による債務不履行責任の一部を免除する条項を無効と定め、同項第4号は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の消費者に対する故意または重過失による不法行為責任の一部を免除する条項を無効と定めています。

(4) 規約第3項及び第4項に基づくと、上記2(2)で述べたような債務不履行ないし不法行為に基づく責任が主催者の故意または重過失により生じた場合であっても、主催者の責任は加入した保険の範囲内に限定される、即ち一部免責されることとなります。従って、規約第3項及び第4項は消契法8条1項2号ないし4号により無効であります。

3 規約第7項について

(1) 規約第7項では、「過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」と定めています。

(2) 民法第703条は「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と定めており、ランナーが支払うべき参加料等を超えた金銭を支払いこれを受領した場合には、主催者はその超過分をランナーに返還すべき義務が生じます。

しかし規約第7条は返金をしないとしており、民法第703条とは異なる定めと言えます。

(3) 規約第7項は任意規定たる民法第703条に比して消費者の権利を制限するものであり、上記1(3)に記した消契法第10条前段に該当します。また、不当利得返還請求権という消費者の重要な権利を奪うものであり、消費者の利益を一方的に害するものとして、これは民法第1条第2項に規

定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといえます。従って消契法第10条後段にも該当するため、規約第7項は消契法第10条により無効であります。

以上